

# 令和8年2月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年2月25日（水）

午前10時20分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

1番 小林 孝幸

## 3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

7番 高尾 晃

8番 谷村 英里子

### 第2 提出議案

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第45号 農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第46号 農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について  
「三岳勇委員」「楠本和弘委員」

議案第47号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の  
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第48号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の  
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第49号 令和8年度波佐見町農作業標準賃金について

「異議なし」により可決承認

### 第3 報告事項

報告第7号 農地改良等届出について

報告第8号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和8年2月25日(水) 午前10時20分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和8年2月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務につ  
いて、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「7番 高尾委員」「8番 谷村委員」をお願いします。
- 川島会長 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
**議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 (別紙資料 議案第44号を朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、申請地の種別は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備  
がされていない生産性の低い第2種農地と判断されます。  
転用計画ですが、申請地は長年耕作されておらず保全管理の状態であったとこ  
ろ、今回、住宅用地として売買による農地転用申請がなされたものです。  
次に被害防除計画ですが、車両進入路として一部切土を最高1.2m行い、擁壁を  
設けることから土砂の流出等の被害は生じないとあります。また、雨水は新設した  
枡から町道側溝へ排水し、汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽接続となります。  
また、車両進入路については町道及び里道の一部のため、町建設課と協議済です  
が、今後、町の許可を得てから整備するようになります。  
以上、ご審議方よろしくお願いたします。
- 川島会長 審議に入りますが、譲渡人が「〇〇委員」となっており、農業委員会等に関  
する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができ  
ませんので、一時退室をお願いします。
- (〇〇委員退室)

川島会長 それでは、審議に入ります。補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
長野地区の担当委員である「10番 松下委員」をお願いします。

松下委員 はい、10番 松下です。事務局の説明とおりです。問題はありません。ご審議  
方をお願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長 それではお諮りします。議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございま  
せんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長 はい、それでは異議なしということで、議案第44号は、許可相当として進達す  
ることにいたします。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

川島会長 続きまして、**議案第45号「農地・非農地の判断について」の申請番号1番**を  
議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長 (別紙資料 議案第45号の申請番号1番を朗読し説明する。)

非農地であることの基準としては、①土地が森林の様相を呈しているなど農地に  
復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、②①以外で、その土地の周  
囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができ  
ないと見込まれる場合、に非農地として判断できることとなっています。

今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、農地全体に  
植林がされていることから、農地に戻すのも困難であり、農地改良などをして農地  
として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となってい  
ます。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思ってお  
ります。以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

村川委員 梅や栗の木は永年作物として農地に植樹して管理すれば認められていたが、その後管理ができなくなってしまい山林化したときに非農地として判断して良いのか。また、利用状況調査の時にどう判断して良いのか今後検討していく必要があるかと思います。

川島会長 それではお諮りします。議案第45号「農地・非農地の判断について」の申請番号1番は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長 それでは異議なしということで、議案第45号の申請番号1番については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、**議案第45号「農地・非農地の判断について」の申請番号2番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長 (別紙資料 議案第45号の申請番号2番を朗読し説明する。)

今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、草丈の高い雑草や低木が繁茂していることから、農地に戻すのも困難であり、周辺についても原野化している状況のため、農地改良などをして農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長 それではお諮りします。議案第45号「農地・非農地の判断について」の申請番号2番は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長 それでは異議なしということで、議案第45号の申請番号2番については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、**議案第46号「農地移動適正化あっせん事業に伴うあっせん委員の指名について」**を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長 (別紙資料 議案第46号を朗読し説明する。)

溝上係長

今回、申出人から2月4日にあっせんを利用して譲度をしたいの申出がありましたので、あっせん委員の指名をすることになります。あっせん委員の指名は、最適化推進委員から2名指名することになっております。  
よろしく申し上げます。

川島会長

それではあっせん委員の指名を行いたいと思います。  
地域が田ノ頭郷と川内郷ですので、関連したところで「三岳 勇委員」と「楠本 和弘委員」にお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

(「三岳勇委員」、「楠本和弘委員」から、了承の返事あり)

川島会長

それでは、三岳委員と楠本委員に、あっせん委員としてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。  
続きまして、議案第47号「農用地利用集積等促進計画(所有者から農地中間管理機構)の要請について」、及び議案第48号「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第47号について読み上げて説明する。)  
今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計55筆で、面積は、合計101,659㎡となります。  
利用権設定をするものは、〇〇郷の〇〇さん他27名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田及び変更・水田となっています。  
期間はすべて令和8年5月10日からで、10年間の令和18年5月9日までが55筆となっています。

(別紙資料 議案第48号について説明する。)  
次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計55筆で、面積は、合計101,659㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷の〇〇さん他18名で、種別・利用目的は新規・水田及び変更・水田となっています。  
期間はすべて令和8年5月10日からで、10年間の令和18年5月9日までが24筆となっています。  
以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

西推進委員 地目山林というところがありますが、どういったことでしょうか。

田中中間管理  
担当職員 地目上は山林となっていますが、現況は農地となっています。

川島会長 それではお諮りいたします。議案第47号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第48号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長 異議なしということで、議案第47号及び議案第48号については、承認することといたします。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

川島会長 続きまして、**議案第49号「令和8年度波佐見町農作業標準賃金について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長 (別紙資料 議案第49号を朗読し説明する。)

参考資料として令和8年2月現在の「近隣市町における農作業標準賃金一覧表」をつけております。一覧表の波佐見町の欄は令和7年度の賃金を記載しています。今年度は「田植え・稲刈りの補助員賃金」のみを変更しており、令和7年度は7,700円以上としていましたが、現在の長崎県の最低賃金が1時間あたり1,031円、8時間で8,248円となりますので、8,300円以上と設定しております。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

- 楠本推進委員 近隣の市町と比べると1,000円単位に設定してあるのに対して波佐見町は500円単位で設定してあるので、1,000円単位にしてもいいのではないのでしょうか。燃料費も高騰していますし。
- 会長の言うとおりに、人件費や燃料費の高騰もあるので、例えば10,000円以内のところは500円ほど上限を上げ、10,000円以上で設定してあるものは1,000円ほど上限を上げてみてもいいのではないのでしょうか。
- 川島会長 標準賃金は毎年更新していくので8年度はそのまま、9年度は検討してもらいましょうか。
- (反対意見なし)
- 川島会長 それではお諮りいたします。
- 議案第49号「令和7年度波佐見町農作業標準賃金について」承認することにご異議ございませんか。
- (「異議なし。」と呼ぶ者あり)
- 川島会長 異議なしということで、議案第49号については承認することといたします。
- 続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。**報告第7号「農地改良等届出について」、及び報告第8号「農地転用許可除外届(申告書)について」、事務局からの説明をお願いします。**
- 溝上係長 (別紙資料 報告第7号及び報告第8号を朗読し報告する。)
- 川島会長 報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。
- 以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会2月定例総会を閉会します。
- \*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。